

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考または面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一者を採択案件に決定する。ただし、提案者の企画が一定の基準に達していないと委員会が判断した場合、委員会の判断により採択をしないこともある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価（60点満点）

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ④ 将来にわたる持続的に発展しうるフレーム設計が期待でき、妥当な経費が示されていること。

2. 事業の実施体制に関する評価（30点満点）

- ① 事業実施に必要な体制が整っていること。
- ② 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウ及び実績を有していること。
- ③ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（10点満点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

- (1) 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

評価項目 1 事業計画に関する評価

15点・・・特に優れている	10点・・・優れている	7点・・・普通
5点・・・やや劣っている	3点・・・劣っている	

評価項目 2 事業主体に関する評価

10点・・・特に優れている	7点・・・優れている	5点・・・普通
3点・・・やや劣っている	1点・・・劣っている	

(2) 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝4点
- ・認定段階3＝5点
- ・プラチナえるぼし認定＝10点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝2点

○くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業

（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝3点
- ・トライくるみん認定＝4点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝6点
- ・プラチナくるみん認定＝10点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝5点

○上記以外＝0点